

今こそもういちど『憲法9条』を

日本国憲法第9条


第二章 戦争の放棄

第九条（戦争の放棄、戦力・交戦権の否認）

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。


- この『憲法9条』によって、戦後70年間、私たち日本国民は戦争をせず、一人も殺さず、一人の戦死者も出ませんでした。
- 戦争放棄をうたった『憲法9条』が、近年ノーベル平和賞の候補になっています。ぜひ受賞して世界平和のために貢献することを願っています。
- 憲法前文にこう書かれています。「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」と。
- 時の政府が戦争を画策する時、それを止めることができるのは、『憲法9条』、そしてあなた自身の意思表示なのです。声を出しましょう。黙っていることは認めてしまうことです。
- 武力で平和は獲得できません。外交努力により問題を解決する時代です。



世界は憲法9条をえらび始めた
あなたは9条を変えて戦争に行きますか？
はらまち九条の会

この看板、ご存知ですか？

これは、私たち「はらまち九条の会」が2008年8月15日の終戦記念日に、「戦争をしない国・日本」や「世界の平和」を祈念し、市民のカンパにより南相馬市原町区錦町の県道沿いに建てた看板です。



はらまち九条の会
とは

福島県南相馬市原町区

- 戦争放棄の「憲法第9条」を護って、子どもや孫たちのために「戦争をしない国・日本」をめざし、主義・思想・宗教・支持政党をこえた全く自由な市民の会です。会員は441名。年会費千円。
- どなたでも入会でき、拘束もありません。
- 「九条の会」は2004年に大江健三郎、井上ひさし、澤地久枝、奥平康弘氏ら9名の「憲法9条を守ろう」の呼びかけで生まれ、全国では様々な分野の人々が7,500ものグループを作り、福島県でも100以上の団体が活動中です。相双地区の8つの団体も活動しています。

はらまち九条の会 会長 平田慶肇 事務局長 早坂吉彦 TEL 0244-22-0326 (会員441名)

はらまち九条の会 でご覧ください。

